

戸籍に関する証明

等交付請求書

(八王子市外に本籍のある方は、本籍地の市区町村に請求してください。
ただし、☆の証明については、届書を提出した市区町村になります。)

※裏面のご注意をお読みください。

次のとおり請求します。

① どなたの戸籍・証明が必要ですか？

令和 年 月 日

本籍	八王子市		
フリガナ 筆頭者 <small>(戸籍の最初にかかっている方)</small>		生年月日(差し支えなければご記入ください)	
		明・大・昭 平・令 年 月 日	
証明にのせる方 <small>(個人の場合)</small>		生年月日(差し支えなければご記入ください)	
		明・大・昭 平・令 年 月 日	

※窓口に来た方の本人確認ができる書類を、ご提示ください。

② 必要な証明は何ですか？

戸籍	全部事項証明(戸籍謄本)	通	身分証明	通
	個人事項証明(戸籍抄本)	通		
除籍	全部事項証明(除籍謄本)	通	受理証明 ☆ 年 月 日届出()届	通
	個人事項証明(除籍抄本)	通		
改製原戸籍	改製原戸籍謄本	通	記載事項証明 ☆ 年 月 日届出()届	通
	改製原戸籍抄本	通		
戸籍附票	全部の証明	通		通
	一部の証明	通		

③ 証明を使う方(請求者)はどなたですか？

住所	マンション・アパート名 部屋番号等		
フリガナ 氏名	印		
戸籍に記載されている方との ご関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他の人(関係と具体的な使いみちを記入してください) 関係 () 使いみち ()		

④ 窓口に来た方はどなたですか？(口欄にレ印をしてください。)

<input type="checkbox"/>	③と同じ		
<input type="checkbox"/>	その他の方		
(委任状が 必要です。)	住所		
	フリガナ	使う方との具体的な関係	
	氏名		

.....事務処理欄.....

来庁者確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 社員証・学生証			
	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 聴聞 (<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 前住地 <input type="checkbox"/> 家族関係)			
受付	通	円	審査	除改日 (. .) <input type="checkbox"/> 委任状
可・不可	交付責任者:	交付担当者:	市民課支援責任者:	市民課支援担当者:

【戸籍に関する証明等の交付請求にあたってのご注意】

1. プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
2. 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、戸籍法第133条、または住民基本台帳法第46条第1項第2号により30万円以下の罰金に処せられます。
3. 第三者による請求の場合、記載された使いみち以外に使用することはできません。
4. 「八王子市住民基本台帳等に係る届出及び請求等の本人確認に関する事務取扱要綱」にもとづき、下記に掲げる書面により窓口に来た方の本人確認書類を提示していただきます。

記

(1) 運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第四項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもののうち、**いずれか一以上の書類**を提示する

(2) 前号に掲げる書類を提示することができないときは、**イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類**を提示する(ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、**イに掲げる書類のいずれか二以上の書類**を提示する)

イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類(生活保護受給者証、精神障害者保健福祉手帳、又はこれらと同等の書類)

ロ 学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(第一号に掲げる書類を除く。)で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

(3) 前二号の方法によることができないときは、当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について当該市町村長の求めに応じて説明する方法その他の市町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法

【交付手数料】

戸籍	全部事項証明(戸籍謄本)	450円	身分証明書	200円(※1)
	個人事項証明(戸籍抄本)	450円	受理証明書	350円(※2)
除籍	全部事項証明(除籍謄本)	750円	記載事項証明書	350円
	個人事項証明(除籍抄本)	750円	※1 郵送請求の場合は、1通300円です。 ※2 法務省令などで定める上質紙のものは、1通1,400円です。	
改製原戸籍	改製原戸籍謄本	750円		
	改製原戸籍抄本	750円		
戸籍附票	全部の証明	200円(※1)		
	一部の証明	200円(※1)		